様式４（行政手続条例適用：個票番号３０１）

# 不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和２年１０月１日作成

| | |
|---|---|
| 処　分　名 | まちおこし補助金の取消等 |
| 根拠法令名 | 厚岸町まちおこし基金条例施行規則 |
| 根拠条項 | 第10条 |
| 根拠条文 | 町長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の全部もしくは、一部を取消し又は、返還させることができる。<br>(1)　この補助金を他の用途に使用したとき。<br>(2)　虚偽の方法によって補助金交付等の措置を受け、又は、受けようとしたとき。<br>(3)　補助金交付等の目的を達成し得ないと認められるとき。 |
| 処分基準の内容 | 上記根拠条文のとおり。 |
| 所管部署 | 総合政策課ふるさと交流係 |
| 備　　考 | |

様式４（行政手続条例適用：個票番号　　）

# 不　利　益　処　分　に　係　る　処　分　基　準

令和２年１０月１日作成

| | |
|---|---|
| 処　分　名 | 地域おこし協力隊活動費補助金の取消し等 |
| 根拠法令名 | 厚岸町地域おこし協力隊活動費補助金交付規則（平成28年厚岸町規則第57号） |
| 根拠条項 | 第10条 |
| 根拠条文 | 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還させることができる。<br>(1)　この補助金を他の用途に使用したとき。<br>(2)　虚偽の方法によって補助金交付等の措置を受け、又は受けようとしたとき。 |
| 処分基準の内容 | 上記根拠条文のとおり。 |
| 所管部署 | 総合政策課ふるさと交流係 |
| 備　考 | |

様式４（行政手続条例適用：個票番号310）

# 不　利　益　処　分　に　係　る　処　分　基　準

令和２年１０月１日作成

<table>
<tr><td>処　分　名</td><td>補助金の返還</td></tr>
<tr><td>根拠法令名</td><td>厚岸町地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（令和２年厚岸町訓令第26号）</td></tr>
<tr><td>根拠条項</td><td>第13条</td></tr>
<tr><td>根拠条文</td><td>町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金額の全部又は一部の返還を命じることができる。<br><br>(1)　補助金を目的外に使用したとき。<br><br>(2)　虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受けたとき。<br><br>(3)　起業又は事業承継した日から3年以内に転出したとき。<br><br>(4)　起業又は事業承継した日から3年以内に操業を停止又は廃止したとき。<br><br>2　町長は、前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、厚岸町地域おこし協力隊起業等支援補助金交付決定取消・返還通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するものとする。<br><br>3　町長は、申請者が第1項第3号又は第4号の規定に該当する場合は、次の表に掲げる期間に応じた額を返還させることができる。<br><br><table><tr><td>起業又は事業承継した日から転出又は操業を停止若しくは廃止するまでの期間</td><td>返還を求める額</td></tr><tr><td>1年未満</td><td>交付決定額の100分の100</td></tr><tr><td>1年以上2年未満</td><td>交付決定額の100分の75</td></tr><tr><td>2年以上3年以内</td><td>交付決定額の100分の50</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>処分基準の内容</td><td>上記根拠条文のとおり。</td></tr>
<tr><td>所管部署</td><td>総合政策課ふるさと交流係</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td></td></tr>
</table>